

様式第 4 号（第 9 条関係）

不利益処分の処分基準

所管部課名：建設部都市計画課

No.	根拠法令	根拠条項	不利益処分の内容
法-151	都市再生特別措置法	第 1 2 1 条 第 2 項及び 第 3 項	都市再生推進法人への改善措置 命令及び指定の取消し
処分基準の内容 （監督等） 第 1 2 1 条 市町村長は、第 1 1 9 条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、推進法人に対し、その業務に関し報告をさせることができる。 2 市町村長は、推進法人が第 1 1 9 条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。 3 市町村長は、推進法人が前項の規定による命令に違反したときは、第 1 1 8 条第 1 項の規定による指定を取り消すことができる。 4 市町村長は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。 【参考】 石巻市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱 （指定の取消し） 第 6 条 市長は、法第 1 2 1 条第 3 項の規定により推進法人の指定の取消しを行う場合は、行政手続法（平成 5 年法律第 8 8 号）の規定により聴聞を行うものとする。			
設定年月日	令和 2 年 5 月 2 0 日	最終更新日	

